

事業者クラス分け評価制度の概要

- 本制度は、省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。
- 優良事業者を業種別に公表して称揚する一方、停滞事業者以下はより厳格に調査する。
- 事業者は、他事業者と比較して自らの立ち位置を確認することができる。
- 平成28年度より制度開始。

Sクラス

省エネが優良な事業者
7,775社 (62.6%)^{※1}

【水準】^{※2}

- ①努力目標達成
または、
②ベンチマーク目標達成

【対応】

優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。

Aクラス

一般的な事業者
3,430社 (27.7%)^{※1}

【水準】

SクラスにもBクラスにも該当しない事業者

【対応】

特段なし。

Bクラス

省エネが停滞している事業者
1,207社 (9.7%)^{※1}

【水準】^{※2}

- ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前度年比増加
または、
②5年間平均原単位が5%超増加

【対応】

注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

Cクラス

注意を要する事業者

【水準】

Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】

省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 平成27年度定期報告（平成26年度実績）総事業者数12,412社より算出

※2 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※3 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

事業者クラス分け評価制度の概要

① Sクラスの事業者公表

省エネ取組が進んでいる優良事業者として、経産省HP上で、**業種別に事業者の公表**を行う。同業他社の努力目標達成状況を把握することで、**自らの立ち位置を確認**することができる。

② Bクラスへの措置の集中

省エネ取組が停滞している事業者の代表者へ**注意喚起文書**を送付し、**報告徴収**、**現地調査**、**立入検査**を集中実施し、判断基準遵守状況が不十分であれば**指導**を行う。

Sクラスの事業者公表

標準産業分類 中分類	特定事業者 番号	主たる事業所 の所在地	事業者等名	過去の省エネ評価					省エネ 評価	ベンチマーク 達成分野
				27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
○○業	0000000	△△県	A事業者	★	★	★	★	★	□□□□業	
○○業	0000000	△△県	B事業者	★	★	★	★	★	-	
○○業	0000000	△△県	C事業者	-	★	★	★	★	□□□□業	
○○業	0000000	△△県	D事業者	-	-	-	-	★	□□□□業	
○○業	0000000	△△県	E事業者	★	★	★	★	-		
○○業	0000000	△△県	F事業者			★	★	-		

Sクラス達成を★表示。
Aクラス以下は表示なし。

ベンチマーク目標を達成
している場合に記載。

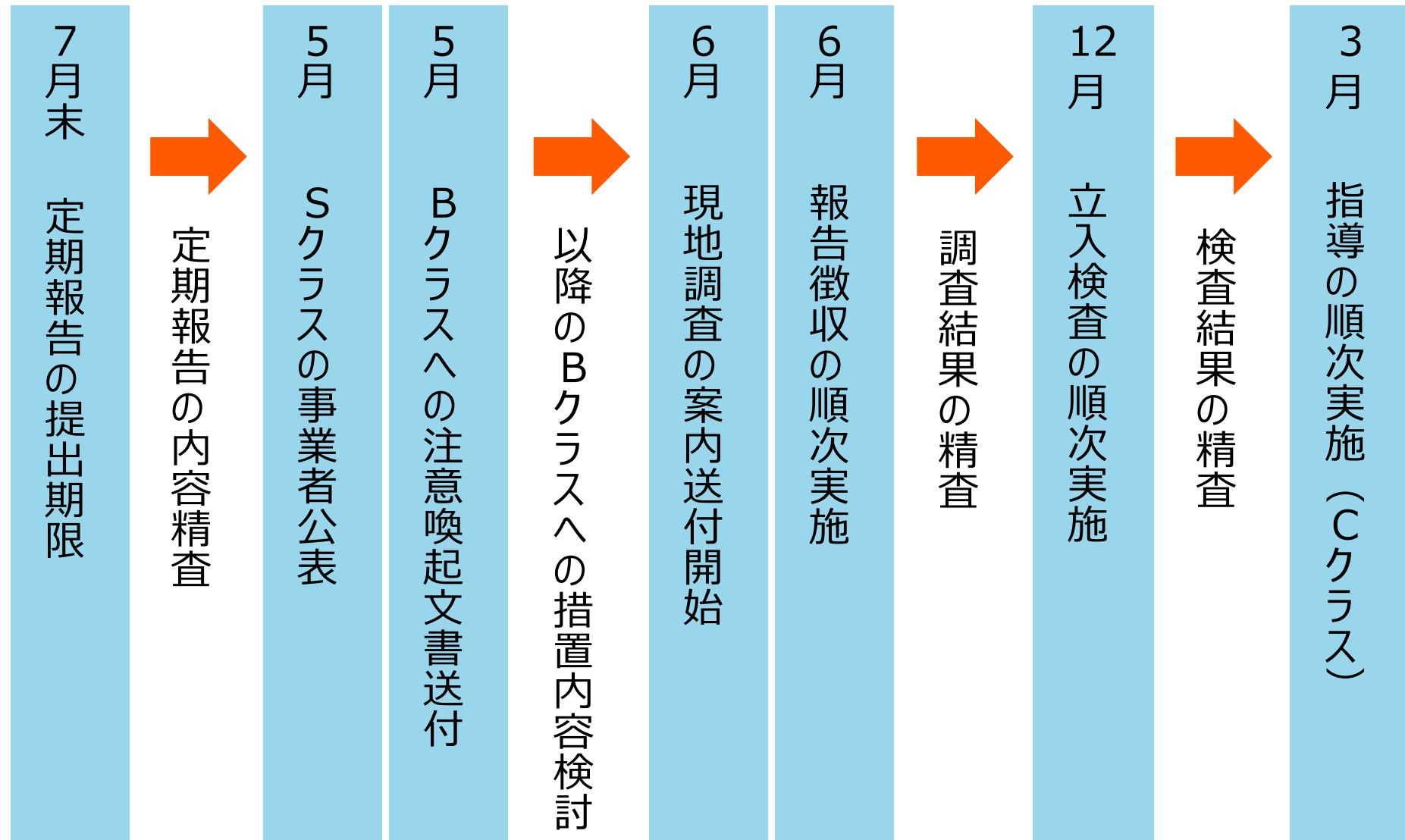
Bクラスへの措置の集中

- 注意喚起文書はすべてのBクラス事業者へ送付する。
- 現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラスとなり指導を行う。



平成27年度提出の定期報告に基づくスケジュール（予定）

平成27年度 平成28年度



問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号	担当地域
北海道経済産業局エネルギー対策課	011-709-1753	北海道
東北経済産業局エネルギー対策課	022-221-4932	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局省エネルギー対策課	048-600-0426	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中部経済産業局エネルギー対策課	052-951-2775	富山、石川、岐阜、愛知、三重
近畿経済産業局エネルギー対策課	06-6966-6043	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局エネルギー対策課	087-811-8535	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局エネルギー対策課	092-482-5473	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局経済産業部エネルギー対策課	098-866-1759	沖縄
資源エネルギー庁省エネルギー対策課	03-3501-9726	制度全体に関する問合わせ